

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第12回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月1日（火）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（事務局）並木次長、松橋主任調査員、大塚主任調査員、高橋主任調査員 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

1件について、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主による保険料納付は行われていないものとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。また、前回までの審議において、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主により保険料納付義務が履行されたか否かは不明であるとして、同じく厚生年金特例法により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 国民年金の申立事案11件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、4件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた事案のうち、5件についてその方向性が維持されたほか、再検討の結果、1件については、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、1件については、申立期間の一部の保険料は納付されたものとして、それぞれ記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

(3) 次回は、4月8日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第12回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月3日（木）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（事務局）平山室長、並木次長、松橋主任調査員、大塚主任調査員、安藤主任調査員 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案7件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定された。

1件について、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主により保険料納付義務が履行されたか否かは不明であるとして、厚生年金特例法により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。他方、前回までの審議において、同様の方向性が確認されていた1件については、再検討した結果、保険料控除に加え、事業主による正しい届出も認められるとして、厚生年金特例法によらずに記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

1件について、前回までの審議において、申立人が厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から保険料が控除されていた事実が認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた2件についても、その方向性が維持された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 国民年金の申立事案9件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、4件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において、同様の方向性が確認されていた事案のうち、1件についてはその方向性が維持され、1件については、再検討した結果、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、4月10日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
後日修正の可能性あり

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第13回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月8日（火）13時30分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（事務局）平山室長、並木次長、高橋主任調査員、松橋主任調査員ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案13件についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論を行った。

(2) 議論の結果、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、1件について記録の訂正は不要と判断した。

これ以外の11件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとした。

(3) 次回は、4月15日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第13回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月10日（木）13時30分から17時00分

2 場 所 前橋勤労者総合福祉センター 4階第4研修室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（事務局）平山室長、並木次長、安藤主任調査員、大塚主任調査員、松橋主任調査員ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 申立事案11件（国民年金9件、厚生年金2件）についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論を行った。

(2) 議論の結果、国民年金1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、厚生年金1件について記録の訂正は不要と判断した。

これ以外の9件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとした。

(3) 次回は、4月17日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第14回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月15日（火）13時30分から16時30分

2 場 所 群馬会館 1階第3会議室

3 出席者

（委員会）峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（事務局）平山室長、並木次長、大塚主任調査員、高橋主任調査員、松橋主任調査員ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 申立事案17件（国民年金16件、厚生年金1件）についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論を行った。

(2) 議論の結果、国民年金3件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、国民年金4件について記録の訂正は不要と判断した。

これ以外の10件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとした。

(3) 次回は、4月22日（火）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会（第23回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月17日（木）16時50分から17時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、竹原委員長代理、伊早坂委員、木村委員、高橋委員、田中委員、原澤委員、保坂委員、丸橋委員、宮田委員

（事務室）平山室長、並木次長、安藤主任調査員、大塚主任調査員、高橋主任調査員、松橋主任調査員 ほか

4 議題

- (1) 委員会代理の指名
- (2) 委員会の審議体制の再編について

5 会議経過

- (1) 委員長により、竹原委員が委員長代理に指名された。
- (2) 委員会の審議体制の再編について、以下のように決定した。
  - ・ 委員会の運営規則について、部会設置に関する規定に係る改正案が事務室から説明され、了承された。
  - ・ 第一部会（国民年金事案及び厚生年金事案を審議）、第二部会（厚生年金事案を審議）及び第三部会（国民年金事案を審議）が設置され、委員長により、各部会に所属する委員が指名されるとともに、第一部会部会長として飯塚委員長が、第二部会部会長として竹原委員長代理が、第三部会部会長として鈴木委員がそれぞれ指名された。
  - ・ 第一部会、第二部会及び第三部会に分かれての審議は、平成20年5月から開始することとされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第14回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月17日（木）13時30分から16時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（事務局）平山室長、並木次長、安藤主任調査員、大塚主任調査員、松橋主任調査員ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 申立事案7件（国民年金4件、厚生年金3件）についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論を行った。

(2) 議論の結果、厚生年金2件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、厚生年金1件について記録の訂正は不要と判断した。

これ以外の4件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとした。

(3) 次回は、4月24日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第15回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月22日（火）13時30分から16時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（事務室）平山室長、並木次長、大塚主任調査員、高橋主任調査員、松橋主任調査員ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 申立事案11件（国民年金9件、厚生年金2件）についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論を行った。

(2) 議論の結果、国民年金3件について記録の訂正は不要と判断した。

これ以外の8件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとした。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第15回） 議事要旨

1 日 時 平成20年4月24日（木）13時30分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（事務室）平山室長、並木次長、安藤主任調査員、大塚主任調査員、高橋主任調査員、  
松橋主任調査員ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 申立事案10件（国民年金8件、厚生年金2件）についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論を行った。

(2) 議論の結果、国民年金2件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、国民年金2件について記録の訂正は不要と判断した。

これ以外の6件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとした。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕